

京丹後市と関西電力送配電株式会社は「大規模災害時における 停電復旧の連携等に関する基本協定」を締結しました

令和4年10月25日
京丹後市役所

京丹後市と関西電力送配電株式会社は、「大規模災害発生時における停電復旧の連携等に関する基本協定」を締結しましたので、お知らせします。

記

1 概要

当協定は、京丹後市内で地震及び風水害・雪害等による大規模災害が発生した場合や大規模災害に備えて平時から、両者が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とするものです。

この協定により、市は、市道上交通の妨げとなる電力設備を撤去することができるようになり、また、関西電力送配電株式会社は、市道上の倒木等を撤去するなどの道路啓開が可能となることで、迅速な停電対応を行うことができるようになります。

2 協定締結日 令和4年10月24日（月）

3 協定締結者

京丹後市長 中山 泰

関西電力送配電株式会社 京都支社

電力本部 福知山配電営業所 宮津技術サービスセンター
所長 松崎 和彦

4 主な協定内容

（別紙のとおり）

京丹後市役所 総務部総務課

担当 沖

TEL 0772-69-0140／FAX 0772-69-0901

大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定【概要】

項目	内容
連絡体制の確立 ＜3-1＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は連絡体制を確立し、 停電情報等の必要な情報の共有 に努める。
市管理道路上の支障物（電力設備）除去 ＜3-2＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は、関西電力送配電(株)が所有する設備が、京丹後市の管理する道路の通行に支障をきたした場合は、相互連携して通行の確保にあたる。  道路上の電力設備を除去する 関西電力送配電の除去要員派遣が困難な場合、関西電力送配電が技術員を派遣し安全確認を行った上で、市が作業を行うことができる。 京丹後市が協力
道路上の障害物除去作業の要請 ＜3-3＞	関西電力送配電(株)は、早期の復旧作業のために、京丹後市に対して必要な箇所の道路上の障害物除去作業を要請できるものとし、京丹後市はその要請に協力する。 （農道、林道、私道等に対するご協力のお願い）  電力設備に接触した樹木（掛かり木）を伐採ならびに倒木を除去する 関西電力送配電の復旧要員派遣が困難な場合、関西電力送配電が技術員を派遣し安全確認を行った上で、市が作業を行うことができる。 京丹後市が協力  工事用車両が通行可能となるように、樹木等を除去する 停電復旧のために早期に工事車両の通行が必要な場合、関西電力送配電が必要最小限の除去作業を行うことができる。 関西電力送配電(株)が協力
電源車の配置 ＜3-4＞	関西電力送配電(株)は、停電の仮復旧のための 電源車 について、復旧見通しおよび仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案して 配置先を決定 し、京丹後市または京都府と適宜協議を行う。
復旧作業のための活動拠点の提供 ＜3-5＞	関西電力送配電(株)は、復旧作業に必要な活動拠点について、京丹後市または京丹後市を介して関係機関へ協力要請できるものとし、京丹後市はその要請に協力する。
市民への停電情報等の発信 ＜3-6＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は、 市民に対して停電情報および復旧見通し情報等を適時適切に発信 する。
重要施設情報の共有 ＜3-7＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は、病院、防災関連施設等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組む。また、 優先して停電復旧または仮復旧すべき重要施設について、平時から情報を共有 する。
事前対策の検討 ＜3-8＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は、 倒木による停電、道路の寸断等の発生を防止 するため、京都府等と連携の上、 事前対策を検討 する。
訓練への積極的な協力 ＜3-9＞	京丹後市と関西電力送配電(株)は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する 訓練等に積極的に協力 する。

(写)

大規模災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

京丹後市（以下「甲」という。）と関西電力送配電株式会社 京都支社 電力本部 福知山配電営業所 宮津技術サービスセンター（以下「乙」という。）は、大規模災害時に相互連携して災害対応にあたることとし、次のとおり連携に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、京丹後市内での地震及び風水害・雪害等による大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合や大規模災害に備えて平時から、甲及び乙が相互に連携し、迅速かつ的確に対応することにより、市民生活の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この協定の適用範囲は、京丹後市における乙の電力供給区域とする。

（連携内容）

第3条 甲及び乙がそれぞれ連携する内容は次の各号のとおりとする。

- （1） 甲乙相互に連絡体制を確立し、停電情報等必要な情報の共有に努めるものとする。
- （2） 甲及び乙は、大規模災害発生時に乙が所有する設備を原因として甲が管理する道路の通行に支障を来たした場合は、甲乙連携して通行の確保にあたり、甲が管理する緊急輸送道路や被災時に孤立集落が発生する道路については、これを優先的に実施する。
- （3） 乙は、早期の停電復旧作業のため、甲に対して必要な箇所の道路上の障害物除去作業を要請できるものとする。甲は、甲が管理する道路については、道路上の障害物除去作業に協力するものとし、甲が管理しない道路については、当該道路管理者等関係機関へ協力を要請するものとする。なお、「道路上の障害物除去作業」とは、乙の停電復旧作業に伴う車両等の通行のため、最低限の障害物の除去及び簡易な段差修正等により通行を確保する作業をいう。
- （4） 乙は、停電の仮復旧のための電源車の使用にあたっては、復旧見通し及び仮復旧箇所の重要性・緊急性等を総合的に勘案してその配置先を決定するとともに、甲又は京都府と適宜協議を行うものとする。
- （5） 乙は、停電復旧作業に必要となる活動拠点の確保について、必要に応じて、甲又は甲を介して関係機関へ協力を要請できるものとし、甲はこれに協力する。
- （6） 甲及び乙は、双方が保有する連絡・通信手段等を利用し、市民に対して停電情報及び復旧見通し情報等を適時適切に発信する。
- （7） 甲及び乙は、病院、防災関連施設等の重要施設について、可能な限り自家発電設備の設置等の対策を促進するよう取り組むとともに、優先して停電復旧又は仮復旧すべき重要施設について、平時から確認・調整等情報を共有するものとする。
- （8） 甲及び乙は、倒木等による停電、道路の寸断等の発生を防止するため、京都府等と連携の上、事前対策について検討するものとする。
- （9） 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する訓練等に積極的に協力するものとする。

（連携方法）

第4条 前条の連携内容の詳細、実施方法、役割分担その他必要となる事項については、甲乙協

議の上、別途定めるものとする。

(費用負担)

第5条 この協定に基づいて実施した事項に要した甲又は乙の費用のうち、本来相手方が行うべき作業に係る費用について、甲乙協議の上、相手方へ請求できるものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た業務遂行に関する秘密情報及び第三者の個人情報等を他人（関西電力株式会社を除く。）に開示し、又は漏えいしてはならない。

(安全管理)

第7条 この協定の実施にあたっては、甲乙それぞれの責任において、安全の確保に万全を期して行うものとする。

(期間)

第8条 この協定は、令和5年3月31日までの間効力を有する。ただし、期間満了日の1箇月前までに甲又は乙から書面による終了の申し出がないときには、効力を有する期間を期間満了日の翌日から1年間延長することとし、以降も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

この協定の締結を相互に証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

以 上

令和4年10月24日

甲 京都府京丹後市峰山町杉谷889番地
京丹後市長 中山 泰

乙 京都府宮津市鶴賀小字鶴賀町2064番地の15
関西電力送配電株式会社 京都支社
電力本部 福知山配電営業所
宮津技術サービスセンター
所長 松崎 和彦